

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します

記

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|----------|--|
| (1) 件名 | 成田航空地方気象台空港気象ドップラーレーダー局舎空調和設備等保守点検
(電子調達システム対象案件) |
| (2) 履行内容 | 仕様書のとおり |
| (3) 履行場所 | 千葉県成田市古込字込前175-3
成田航空地方気象台空港気象ドップラーレーダー局舎 |
| (4) 履行期間 | 令和3年4月1日～令和4年3月31日 |

2. 競争に参加するものに必要な資格

- 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。
- 証明書等（資格審査結果通知書（写）等）の提出期限日から開札の日までの期間に、東京管区気象台から指名停止を受けていないこと。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）
- 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）

3. 入札説明書及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都清瀬市中清戸3-235
東京管区気象台総務部会計課第一契約係(第1庁舎3F)
TEL042-497-7188

4. 入札説明書等の交付期間等

- 交付期間 令和3年2月2日から令和3年2月18日 17時まで
- 交付場所 上記3. に同じ
- 交付方法 ア. 電子調達システム（GEP S）にて交付する。
イ. 上記3. にて、電子データ（CD-R要持参）で交付する。

5. 証明書等提出期限等

- 提出期限 令和3年2月19日（金）17時
- 提出書類
(A) 電子調達方式 証明書等（資格審査結果通知書（写）等）及び確認書、誓約書
(B) 紙入札方式 証明書等（資格審査結果通知書（写）等）及び紙入札方式参加願、誓約書

6. 入札執行日時・場所及び入札書の提出方法

- 入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし、契約担当官等の承諾を得た場合は、紙により上記3. まで提出すること。
- 入札書の締め切り 令和3年2月26日（金）10時30分
- 開札日時・場所 令和3年3月1日（月）10時30分 東京管区気象台入札室（第1庁舎3F）

7. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8. その他

2. に示す資格を有しない者及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 落札決定後、契約書を作成する。
- 本調達は、令和3年度予算の成立を条件とする。

令和3年2月2日

支出負担行為担当官
東京管区気象台長 國次 雅司

【契約の概要調書】

原局：成田航空地方気象台

(契約件名)

成田航空地方気象台 空港気象ドップラーレーダー局舎空気調和設備等保守点検

(契約の概要)

空港気象ドップラーレーダー局舎に設置している空気調和設備等について、専門の見地から、関係する法令、条例、規定、規則等（以下「関係法令等」という）に定められた点検又は測定等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適正に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

(主な作業)

- (1) 空気調和設備等について国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」、その他関係法令に基づき、設備の運用に支障のないよう、定期保守点検及び臨時保守点検を実施すること。
- (2) 自家用電気設備自主点検業務を電気事業法、その他関係法令に基づき設備の運用に支障のないよう実施すること。

電気設備の概要

- | | |
|---------|--------|
| ア) 設備容量 | 500KVA |
| イ) 受電電圧 | 6,600V |

注意点等

- ・ 最低価格落札方式
- ・ 電子調達システム対象案件